

企業会計と市場の信頼

——エンロン後の国際的努力——

中 平 幸 典

関理事長 それでは、お待たせいたしました。ただいまから「資本市場を考える会」の講演会を始めさせていただきます。

今日は、御案内のとおり、国際経済研究所の副理事長をお務めになっております中平幸典さんをお招きしまして、「企業会計と市場の信頼——エンロン後の国際的努力——」という題でお話をいただくことになっております。

中平さんは大変著名な方であり、御略歴もお配りしておりますが、大蔵省の御出身でございます。大変いろいろな広い分野を御担当になっており、お若い

ちから国際的な活躍もなさっております。財務官までお務めになりましたが、その関係もありまして、現在も国際的に多方面の活躍をされておられる方でございます。

今日は、皆様御存じのエンロン問題の後、コーポレート・ガバナンスや外部の独立の監査人という立場であります公認会計士のあり方、監査の独立性などの問題が、国内でも、また国際的にも大きな問題になったわけでございます。この国会で、我が国の公認会計士法も大改正が実現したのは御承知のとおりであります。

実は、国際機関でもいろいろな努力が行われておりまして、国際会計士連盟という組織がございますが、そこにタスクフォースができてまして、「企業会計の信頼回復」というテーマで、国際的に専門家を集めて議論がなされました。これは大変集約的な御議論があったようであります。何うところによりますと、直接顔をそろえるだけではなくて、電話会談が相当長時間にわたって行われたときもあつたようです。そこに、中さんは、IFACの会長の御依頼を受けて、日本から出席をされて議論に参加されています。

まだその報告書は発表になっていないようです。ですが、そのタスクフォースの最終結論がまとまっておりますので、その話も踏まえて、今日はいろいろとお話を伺うことになっております。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

(講演の構成)

- 一、はじめに
- 二、会計不信問題の発生と国際的拡がり
 - (1) エビアン・サミットのG8宣言
 - (2) エンロン、ワールドコムと米国の対応
 - (3) 資本市場のグローバル化と会計不信問題
 - (4) 各国及び国際機関の対応
- 三、国際会計士連盟によるタスクフォースの設置
- 四、会計不信問題の分析
 - (1) 多岐にわたる関係者——企業情報のサプライチエーン全般
 - (2) 関係者に対するプレッシャー等
 - (3) 関係者についての制度上、構造上の問題
 - (4) 意識の問題
 - (5) 基準及び規制にかかわる問題
- 五、タスクフォースの提言
 - (1) 意識の問題と企業倫理、職業倫理経営者
 - (2) コーポレート・ガバナンス
 - (3) 外部監査
 - (4) その他の関係者
 - (5) 監査基準、会計基準
 - (6) 規制・監督
 - (7) 提言についての若干のコメント
- 六、提言についての若干のコメント
- 七、今後の対応

31 27 26 25 25 23 23 22 21 19 18 17 17 15 14 14 12 9 8 7 6 6 3

御紹介いただきました中平でございます。

今回お話ししますテーマは、私にとって普段あまりやり慣れないものであります。為替や通貨体制、世界経済などの話であれば、時々話をする機会もありますので、比較的話し慣れているのですが、今日の議題である「企業会計と市場の信頼」というテーマは、私にとつては新しいもので、元来得意な分野とはとてもいえません。しかしながら、ただいま副理事長から御紹介をいただきましたような経緯があり、これを踏まえて、このテーマについて話をせよということでありましたので、お引き受けした次第です。

一、はじめに

昨年（二〇〇二年）の六月末に、ワシントンにあるIMFに出張しましたが、その滞在中に、

ワールドコム社の不正会計事件が発覚し、市場が暴落して、大騒ぎになりました。その前の年にはエンロン社の事件が起こっていましたので、問題の深刻さが浮き彫りになったのです。ワールドコムの一カ月後、つまり一年前のちょうど今ごろに、アメリカではSarbanes-Oxley Act（「企業改革法」と訳されています）が、あつという間に成立して、大統領が署名して実施に移されました。しかし、その当手を振り返っても、まさか一年後に私がここに来てこのような話をするようになるうとは夢にも思わなかったのです。

その後、昨年の九月、ワシントンでIMF・世銀総会が開かれた際にも、この問題が大きな話題になりました。この時発表されたG7コミュニケは、そのファースト・パラグラフで、「我々は企業の情報開示を改善し、企業の説明責任を拡大し、会計監査の独立性を強化するための共同

作業にコミットしている」と言っております。私もかつてG7のコミュニケーションに何度か参加しましたが、先進国経済についてこのような内容の文章が書かれたことはかつてなかったです。

そのようなことを、ワシントンから帰ってきて、金融関係の雑誌に紹介したりしていましたが、その段階でも、まさか今日このようなことになっていようとは思いませんでした。事は昨年の一〇月末に始まりました。ニューヨークに本部があります「国際会計士連盟」(IFAC=International Federation of Accountants)では、今申し上げたような一連の事件を背景として、企業会計への信頼が大きく失われ、また、会計監査に対する信頼も損なわれたという実態を重く受けとめて、「会計監査に対する信頼だけではなくて、企業会計全般にわたって信頼を回復するにはどうし

たらいいか」というテーマでタスクフォースをつくることになったのです。

当時の国際会計士連盟の会長は日本の藤沼亜起氏でして、二年間会長をお務めになって、昨年の一〇月に交代されましたが、直前の一〇月にその藤沼さんから「タスクフォースのメンバーになって欲しい」という御依頼が私にありました。カナダ中央銀行の総裁を七年間務めた人が座長をやる予定であり、アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、オーストラリア、日本の六カ国から、一人ずつが個人の資格で参加するという話でありました。当然のことながら、私はお断りをいたしました。「私は会計の専門家でないからとてもだめです」といって、藤沼さんと押し問答をいたしました。私は会社の社外取締役、経営諮問委員、あるいはIMF・世銀理事の報酬委員といった役職を、一応務めてはおりますけれども、会計につい

ての専門的知識があるわけでもなく、専門家が集まるような会合に私などが参加することになったら、「後で後悔しますよ」と随分申し上げたのですが、藤沼さんの方は「座長になる予定のカナダの元中央銀行総裁も、会計についての専門家ではない。あまり専門家ばかり集まってもよくないので、そうでない人にも入ってほしい。だから是非…。」というお話です。結局、専門的なことについては日本公認会計士協会の事務局でサポートするからとまで言われて、とつとつ引き受けざるを得なくなりました。

このような事情があつて、今日ここでお話をすることになったというわけです。タスクフォースの会議は、昨年の一月に始まり、月一程度のペースで、ニューヨークやロンドン、モントリオールなどあちこちで開催されましたので、私にとっては、出張回数も増え、また毎週のように大

量の関係資料が送付されてきて、私の部屋のコーナーにこれらの書類がうす高く積み上がるという状態になりました。

このタスクフォースの報告書は、当初、七月の半ばには発表しようという予定をたてておりましたので、関理事長からお話があったときに、七月下旬なら、もう既に報告書が出ているだろうからということ、講演の日程を選びました。しかし、残念なことに報告書の公表の時期が少しずれ込んで、今日報告書の現物をお配りできないことになってしまったのですけれども、報告書自体は完成して、現在印刷に回っている状況にあります。したがって、およその中身について皆様にお話しすることについては、座長とIFACの広報責任者の了解も得ております。そこで、後程主要な点を若干ピックアップしてお話したいと思えます。

二、会計不信問題の発生と国際的拡がり

(1) エビアン・サミットのG8宣言

去る六月の一日から三日まで、スイスとの国境に近いフランスのエビアン（ミネラルウォーターで有名なところですが）でサミットが開かれました。日本からは小泉総理が出席されましたし、ブッシュ大統領が日程上途中で退席して中東に旅立ったというので話題になりましたが、このサミットでは、いくつかの宣言が発表されておりまして。その中に、「成長の促進と責任ある市場経済の増進」というものがあります。タイトルだけを読んだのでは何のことだかよくわからないのですが、内容は、すばり今日のお話のテーマを取り扱っています、すなわち、「効率的な資本市場を

維持するためには、コーポレート・ガバナンスの強化、企業の説明責任、企業会計への信頼を高めることによって、投資家の信頼を確保することが重要である」として、コーポレート・ガバナンスの強化や企業財務情報の質の向上の必要性を説き、そのために関係者がどのような原則に立つて行動すべきかを述べているのです。このような内容の文書が、G8の首脳宣言として採択されたということ自体に大きな意義があると思います。

つまり、こうした問題は必ずしもそれ以前になかったわけではありませんが、エンロン、ワールドコム的事件を契機として、問題のレベルが上がったのです。G8の首脳が宣言を発表するようになったことは、それだけ問題の大きさ、深刻さを示すとともに、グローバルな問題になっていることの証左であるうと思えます。

この宣言の中に、「国際基準設定団体などによ

り行われている、ガバナンスの水準及び情報開示体制の強化のための多くのイニシアティブを奨励する」という件りがありますが、私も参加させていただいた国際会計士連盟のタスクフォースの作業はそうしたイニシアティブの一つだとお考えいただけでいいかと思います。現に、サミットの主催国フランスからわれわれのタスクフォースの座長に話があり、「せっかくだから、サミット開催までにタスクフォースの報告書はまとめられないか」という類の話があったと聞きました。仮に報告書が出ていたところで、あまりインフルエンスがあったとは思えませんけれども…。

(2) エンロン、ワールドコムと米国の対応

会計不信が、このような大きな国際的問題になった直接の契機は、今申しましたように、二〇〇一年のエンロン、二〇〇二年のワールドコムの

不正会計の発覚であります。これ以前から、日本を含む各国でも、いろいろな粉飾決算、不正会計に関する問題が出ておりました。今回の報告書の中でも、どのような国でどのような問題が起こったかという点に若干触れていますが、とにかく大変な数にのぼります。エンロン、ワールドコムの後にも問題は出てきており、それらについての若干のケーススタディーもこの報告書の中に盛り込まれています。

振りがえると、アジア通貨危機が一九九七年に起こったときには、「アジア諸国ではディスクロージャーが不十分であり、リスク管理なども十分行われていない。これらのことがアジア危機の背景にあるのだ」といった議論が特に欧米で盛んに行われました。しかし、当時の段階では、それぞれの地域、それぞれの国で特有の問題が起こっているものであり、これがグローバルな問題だとい

う認識はありませんでした。

ところが二〇〇一年秋に起ったエンロン問題の場合には、アメリカのエネルギー大手であり、また全米七位の大企業であります。フォーチュンという雑誌では、最も革新的な米国企業として、五年連続で超優良企業に選ばれていました。また、ワールドコムは全米第二位の通信会社であります。そのようなトップクラスの企業が大規模な不正会計を行ったということ、さらに、それに関与した者が企業の内外にわたって非常に多数にのぼったということは、これが世界の最先端市場の米国で起っただけに大きなショックウエーブとなって世界を駆けめぐったのです。

アメリカはこの問題に機敏に対応しました。米国企業への信頼を揺るがす事態であるという危機感を持って、アメリカの議会も極めて短期間のうちに企業改革法を成立させました。その中身は、

企業経営者の責任強化、コーポレート・ガバナンスの改善、監査法人の独立性の強化、監査法人に対する監視体制の整備などにわたっており、今回のわれわれの報告書が扱っている分野のほとんどをカバーしています。

(3) 資本市場のグローバル化と会計不信問題

この企業改革法自体が、また大きな国際的な波紋を呼びました。この法律が、アメリカで証券を発行したり、上場したりしている海外の企業についてもこの法律に従わせる、すなわち、アメリカの法律を域外にも適用するという考えに立っていたからです。アメリカで上場しているドイツの企業や日本の企業は、アメリカ型のコーポレート・ガバナンスに変更しなければならぬとすれば、それは大変だということで、大議論になったのです。

各国の当局や企業団体、公認会計士団体等は、

アメリカのやり方に反発しました。公認会計士については、アメリカの監督当局の監督を受けることになるという部分があり、各国で自分の国の当局の監督を受けながら、さらにアメリカの監督も受けなければならなくなるのでは大変だということになりました。企業については、日本の商法の適用を受けながらアメリカの法律にも従わなければならぬとすれば、これはどうにもならない。そこで、各国はアメリカとの間で、適用除外を求めた交渉を行いました。日本では、金融庁が中心になって交渉をしましたが、経団連や公認会計士協会などもアメリカのSECと接触しました。

この結果、日本だけではないのですが、大方の部分について事実上の適用除外が認められ、正面からの摩擦は回避された、あるいは、回避されつつあると聞いていいと思います。しかし、この問題の処理を通じて、各国とも、企業が非常にグ

ローバルになり、企業の株主もグローバルになっていく中で、各国が別々のルール、別々の法律、別々の基準、別々の監督体制をもっていることに伴う問題を直視することになったのです。これが鋭角的な形で表れたのが、米国の企業改革法だったというわけです。そこで、何らかの形でこれを調整していく必要があるという認識は高まりました。ただし、アメリカのように、一国の法律で勝手に決めてしまうというようなやり方は受け入れられない。やはり、国際的な場で調整して、お互いに共通のルールなり原則なりをつくり、これを守っていくようにせざるを得ないのではないか。そのような考え方が強く認識されるようになってきた、ここに大きな変化があったと思います。

(4) 各国及び国際機関の対応

米国以外の先進各国でも、コーポレート・ガバ

ナンスや企業会計、企業情報等に関して、いろいろな改革が進められてきました。これら各国の改革の内容についても、今回の報告書はその概要を記載しています。

日本では、御存じのように、コーポレート・ガバナンスの強化を目的として、短期間のうちに商法を二回改正しましたし、この国会では公認会計士の改正も行われました。会計基準設定のやり方についても、新設された財務会計基準機構が新しい基準の作成を担当することになりました。

欧州の動きも注目されます。これまでドイツ、フランスなどの大陸諸国とイギリスとは非常に違う制度や仕組みを持ってきました。その欧州が、「二〇〇五年までに、まず会計基準について『国際基準』で統一しよう。EUのレギュレーションでそれをやる。会計基準だけではなくて、監査基準についても、できれば『国際基準』を通

用するようにしよう」ということになったのです。この場合、国際基準というのは、まだ「括弧つき」でありまして、国際基準としてでき上っている部分もあれば、現在、できつつある部分もあるということであります。しかし、何れにせよ、各国それぞればらばらではなくてEU共通のものにしようというものであり、その際、EU独自の基準というよりは、国際基準を持ってきて適用することにしようというのです。ただし、その国際基準についてはEUとしてもいろいろ注文をつけたいというのが現在の状況であるかといってしまうかと思えます。

これは、EUを一つの国と考えれば、別にそれほど不思議なことではないのですが、これまで、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペインなどの各国がそれぞれ異なる制度を持っていたのに、これからは、共通の国際基準を自分たちの

ものとして採用しようというのです。そうなった場合、EU諸国以外の先進国というのは数少ないわけで、アメリカや日本など、若干の国になります。EU地域の先進国が一斉に国際基準になるということは、先進国のかなりの部分が国際基準を採用するということであり、このことは、今後を考える上で非常に大きな変化であります。我々としても十分考慮に入れておく必要があります。

今まで、我々は、何となくドイツなど日本と似ている国もあるのだから、ということでも国際基準の問題を余り重く受け止めてこなかったくらいがあります。例えば、コーポレート・ガバナンスにおいて日本の監査役会とドイツの監査役会 (Aufsichtsrat) とは似ているところがあります。違うところもありますけれども…。このように日本だけが際立っているのではなく、各国それぞれその制度をもっているのです、無理に国際的なも

のに合わせるなどということは考えなくてよいという雰囲気が強かったといえます。もちろんコーポレート・ガバナンスなどは企業文化にも関わるものであり、今後ともすべてが同じになるとは思いませんが、EUを中心として、共通の原則をつくるという方向に進んでいきますと、世界全体を眺めた場合に、「我が道を行く」だけではなかなか済まない部分が増えてくるのだらうと思えます。

各国の取組みと並んで国際機関の動きも活発になっていきます。コーポレート・ガバナンスについてはOECD、監査の問題では証券監督者国際機構 (IOSCO) が共通原則づくりを進めておりますし、金融安定化フォーラムも毎回のこの問題に焦点をあてています。会計基準や監査基準の分野では国際基準設定団体による基準案の公表が続いていることはご承知のとおりです。

三、国際会計士連盟によるタスクフォースの設置

「このような動きを背景として、国際会計士連盟（IFAC）では、各国の規制当局や国際機関とは別の立場で、今回の会計不信問題について、「その原因を分析し、信頼を回復するためには、企業や幅広い市場参加者についてどのような措置が必要かを提言する」ための検討機関としてタスクフォースをつくることになったのです。

このようなタスクフォースを設けたのは、一つには今回の一連の事件に有名な監査法人が関与をしていたことがあります。「監査法人は一体どうなっているのか」という厳しい批判に対して、応えていかなければならない。しかし、考えてみると、監査法人だけが襟を正せば物事が済むという

問題ではない。企業が出す情報が投資家に届くまでの流れの中では、関係者が数多く存在するのであって、これらの関係者それぞれに何らかの問題や問題の芽があるのではないか。したがって、その全体像を捉えて、どのように対処していくかを考える必要がある。このようなコンテキストの中で監査人の問題も考えていかなければならない。これが国際会計士連盟がタスクフォースを設置した視点であったと思います。

メンバーとしては六カ国から七人の委員が参加しました。カナダから座長と委員が出ましたので、六カ国から七人の委員ということになりました。その七人のうち三人は会計士の資格を持っている人でしたが、企業の社外取締役や監査委員の経験を持っている者、法律学者、中央銀行や財務省のOBも加わりました。いろいろなバックグラウンドを持っている委員によって構成されたと言

えるでしょう。どうしてこの六カ国が選定されることになったのかは、必ずしもよくわかりません。例えばドイツが入っていないのは少し残念な気もしましたが、いずれにせよ、七人は個人の資格で参加したのです。

昨年の一月の初めに第一回の会合を開き、五回ほど会合を重ねました。その後、報告書案の叩き台をめぐってインターネットでコメントを出し合い、六月一五日には、電話会議を行って、最後の詰めをやりました。電話会議は二時間程度で済むと思っていましたが、結局、五時間余りかかりました。最後には、メルボルンにいるオーストラリアの委員から悲鳴が上がりました。電話会議は、日曜日、日本時間の夜八時から始めましたが、これがメルボルンでは午後九時です。アメリカが朝で、ロンドンが昼ごろということになります。したがって、ニューヨークやロンドンではい

くら電話会議が長くなってもお腹が減るぐらいのところまで済むのですが、メルボルンは、もう明け方の二時になり、「早朝の飛行機に乗るのだから、もう勘弁してくれ」ということになったのです。最後のところで私がかかなり頑張ったこともあって、時間が長引いたのは申しわけなかったと思っていますが、いずれにせよ、このような経過を経て、とにかく報告書案をまとめたのです。

報告書は、「序文」、「要旨」、「背景」、「国際的観点」、「結論及び提言」という構成になっておりまして、その後「付録」がついています。「付録」には、最近、各国でとられた措置が掲載されています。これら各国の措置などについては、初めは本文に盛り込む予定だったのですが、本文があまりに長くなるものですから「付録」に移すことにしました。

「背景」というところが基本的には「会計不信

問題の分析」の部分であります。報告書の主要な部分は「結論及び提言」で、これが全体の半分ぐらいを占めます。長いものですから、公表されたときは、恐らく短くまとめられた「要旨」を読んでいたかどうかと思えます。しかし、「要旨」に要約すると、何だか全く当たり前のことばかりが書いてあることになるものですから、興味をお持ちの方は、「結論及び提言」の部分の中から、いくつか拾い読みをしていただければ、「なるほど、こんなことをいつているのか」ということがおわかりになると思います。本日は、後程、若干その中から拾って御説明したいと思いません。

四、会計不信問題の分析

会議での議論は、まず、今回の会計不信問題に

ついて、その原因を分析し、メンバーの間でできるだけ認識を共通にしようというところから始まりました。

(1) 多岐にわたる関係者——企業情報のサプライチェーン全般

会計不信問題の原因について、続発しているケースを分析していきますと、たまたま悪意を持った特定の人が行った事件ということではとても済まされることが判ってきます。また、仮にそのような人たちがいたとしても、どうしてその行為を見抜けなかったのか、それをチェックする方法はなかったのかということになります。「企業会計」、「企業情報」の流れを見ていきますと、まず経営者が財務諸表の原案をつくります。実務は経理担当者の仕事ということになるのでしょうか、企業の経営者側でつくります。それをアング

ロ・サクソン流に言えば監査委員会 (audit committee) や日本であれば監査役がチェックし、取締役会にかける、外部の人が監査する、その結果を株主総会に報告する。こうして公表された財務諸表をアナリストや格付機関が分析して、企業評価や格付を行う。そして、証券会社がこれらをもとに投資家に証券を販売する。このような一連の流れがあるわけで、これを「企業情報のサプライチェーン」と呼んだのですが、そのサプライチェーンに関連しているそれぞれの関係者に問題というかリスクが存在すると思われるのです。このため、分析の対象は、「関係者」多数ということになります。

「関係者」すなわち「企業情報の担い手」というのは「経営者」から始まって、企業内の「コーポレート・ガバナンス体制」、「外部監査人」を経て、「アナリスト」、「格付機関」、「証券会社等」

に至るまで、ずらりと並んでおります。そのそれぞれところで信頼強化のための措置をとる必要がある、ということでありませう。

ただ、もちろん程度の差はあります。みなが同じように関わっているのではなくて、やはり「経営者」、これを監視する「取締役会」やそのもとにある「監査委員会」、あるいは「監査役」、そして外部の「会計監査人」、これらの人たちに主たる責任ないし役割があります。タスクフォースとしては、当然のことながらこの部分に重点を置いて議論をしました。しかし、そのほかの関係者にも目を向けるという姿勢をとったのです。

(2) 関係者に対するプレッシャー等

このような「関係者」が、時にいろいろな誘惑に負けて不正を行うということは、別に今に始

まったことではなくて、常にある確率を持つて起り得るものと考えるべきだと思いますが、ただ、近年の環境変化も影響していると思われるます。現に決算書類の修正 (restatement) は、最近顕著に増えてきています。「関係者」に対する各種の「プレッシャー」、非常に高い「期待」あるいは「誘惑」が近年高まってきているのです。

具体的には、例えば経営者に対しては、マーケットから「四半期ごとの詳細な収益見通しを出せ」という要求があり、経営者が収益見通しを発表すると、今度はこれを達成しなければならぬという強いプレッシャーがかかるようになる。また、経営者などの報酬がストックオプションのような形で支払われるケースも増えている。このようなりますと、株価連動であることから、どうしても「株価を維持したい」というインセンティブが働くようになってくる。あるいは、ITの発達もあ

り極めて複雑でわかりにくい金融商品や金融取引手法が次々と開発されています。そこで、これを使えば、何か手品ができるような感じになってくる。このような環境変化があつて、近年、毎期每期儲けなければいけない、株価を上げなければいけないという「プレッシャー」あるいは「誘惑」が高まってきている。それを背景に、このような大きな事件が起こつたと言えます。

また、マーケット自体が非常に影響力を増したということもあります。国際的な資本の移動が拡大して、取引の単位が大きくなっていることもありますし、国際的な投資家が入り乱れ、同じカルチャーを持つていない投資家から種々の要求がでてくるとか、様々な変化があるのです。その結果として、単に「常に一定の可能性として起こりうるもの」というだけでは済まされない状態になってきていると思います。

(3) 関係者についての制度上、構造上の問題

このように、「プレッシャー」や「誘惑」が増える。そうなれば、これをチェックする仕組みをつくる必要がある。しかし、それが十分に整備されていないからです。今申し上げたような環境変化に対して応えるようになっていない。また、形の上では整備されていても、実際には十分に機能していないことも少なくない。この結果として、最近、不正会計の問題が続発してきているという認識に立ちますと、そこには「構造上」、「制度上」の問題があるといわざるを得ません。

報告書では、具体的にいくつかの例を挙げておりますが、例えば、「ストックオプションが多用されているのにその費用が計上されていない」、「あるいは「その費用計上についての会計基準が整備されていない」という問題があります。また、コーポレート・ガバナンスについても、「取締役

会や監査委員会、監査役会が形は整っていても、

経営者の行為をチェックするのに十分な体制となっていない」という問題もあります。監査人についても「独立性を担保するためのシステムが必ずしもうまく機能していない」、「監査業務以外のいろいろな非監査業務、例えばコンサルタントその他の仕事が増えてきて、これらの業務との間の利益相反の可能性も生じている」という問題があります。また、アナリストや格付機関等についても「基準やルールが必ずしも明確になっていない」といった問題があります。

(4) 意識の問題

したがって、これら構造上、制度上の問題点をどのように改善し、どのような仕組みを整備すべきかということが今回の提言の主たる内容になっているのです。ところが他方では、「制度や

構造を改めればうまくいくのか」という疑問もわいてきます。これはこの会議で私も指摘したことなのですが、エンロンなどのケースを振り返っても、例えば取締役会や監査委員会の構成などを見ると、見事に整っていたのです。そのように形の上ではほとんど完璧なだけでも結果として問題の発生を防止しえなかった。やはり日本の言葉でいえば、「仏つくって魂入れず」であったということになると思います。そのような意味での「関係者の『意識の問題』、『姿勢の問題』が重要だ」と指摘しました。この点は報告書でも強調されておりますが、これを説教に終わらせないために「ではどうするのだ」というのが次に来る問題になります。これについては、後で触れたいと思います。

(5) 基準及び規制にかかわる問題

関係者の意識の問題や制度・仕組みの問題のほ

かに、「会計基準、監査基準などの『基準』が適切であったかどうか」という問題もあります。例えば、「特別目的会社の取り扱いについての会計基準はあのような決め方でよかったのか」、「リスク情報に関する基準が十分でなかったのではないか」など、いろいろ出てます。また、国によって基準のつくり方が非常に違う。アメリカとイギリスの間でも相当違います。アメリカの場合ですと、極めて厳格なルール・ベースでやっています。が、イギリスでは、「プリンシプル・ベース」というか、「原則基準」ということになっています。これだけ市場や企業活動のグローバル化が進んでいながら企業会計をめぐる基準がまちまちになっている。そのすき間について問題が起こるといふケースも出てきております。オランダのロイヤル・アホールド社の事件などはその部分を突いた問題であったといわれております。

また、規制・監督をめぐる問題もあります。例えば監査法人に対する監督や監視が十分であったかという問題です。従来、監査法人については、どの国でも自主規制が中心になっていたのですが、これが十分機能していなかったのではないかとということが問われたのです。「それでは、どうすればいいか」、これも大きな議論になりました。

五、タスクフォースの提言

今回の会計不信についての背景、その原因についての分析を行った上で、これを基にどのような提言を行うのか、タスクフォースで議論しました。報告書を作成する段階での議論を振り返りながら、先ず若干感想的なことを申し上げてみたいと思います。

第一に、問題の背景が非常に広範であり、いわ

ば「市場経済システム」、「市場重視型の資本主義」そのものあり方にも結びつく問題です。で、率直にいつて焦点を絞るのに苦労しました。結果としては、やや間口を広げ過ぎたかなという感じはあります。「これに言及していない、あれにも触れていない」ということで項目が増加し、どんどん間口が広がるような議論の進め方を採用したことによる面もあります。

第二に、各国の企業システム、企業社会のあり方は国によってかなり異なるのですけれども、世界を見渡した場合、ニューヨーク市場、ロンドン市場の存在が大きいこともありまして、どうしてもアングロ・サクソン系の国の制度を前提とした議論になりがちです。他の国際的な場でもそのようなことが多いと思いますが、このタスクフォースでも、委員の出身国六カ国のうち四カ国、つまり、フランスと日本以外はアングロ・サクソン系

の国でありますので、ややもすればこれらの国が持っている制度を前提にして議論することになります。これに対して、私の方から、「アングロ・サクソン系とは違う制度や仕組みがあって、それらもやり方によっては十分機能を果たしていくのだ」ということを納得させるのに、かなり苦労が要りました。

第三に、いま「アングロ・サクソン」と一括してお話しましたが、これがそう単純ではなくて、アメリカとイギリスで相当違うのです。その背景には、アメリカが際立って「訴訟社会」であるということがあります。ルールを細かく決めておかないと、後で訴えられて大変なことになりかねないことから、どんどん細かいルールをつくっていくことになる。逆にいうと、アメリカの場合ルールさえ守ればいいということになっていきがちです。今回のいろいろな事件を紐解いてみると、

ルールとルールの間すき間を縫ってやったというところがかなりあります。アメリカで問題が頻発したこともあって、「アメリカ流のやり方に問題がある」という議論がこのタスクフォースでもかなり行われました。

このため、報告書にもそのような雰囲気が出ている部分がありますが、これについては、少し距離を置いて考えてみる必要があると思います。最近のイギリスの論調のなかには「アメリカ流のやり方に問題がある」という類いのものが少くないのですが、その底流に「イギリス流のやり方を世界に広めたい」というロンドンのシティを中心とした意思が見えかかります。ロンドンを国際基準づくりのセンターにしたいという強い願望が見てとれます。国際会計基準はロンドン・ベースの審議会をつくっているわけですが、国際基準の作成などをめぐるには、こうした要素も絡んでくる

ことに留意して見ていく必要があると思います。

タスクフォースの提言は大変膨大なもので、数十項目にも及びます。その中からいくつかを拾ってご紹介をしたいと思います。ただ、このタスクフォースの性格からいって、その提言は何らインディングなものではありません。国際社会ではどのような議論をしているのか、タスクフォースではどのような方向に合意しているのかを知っていただき、これを一つの国際的な「世論」あるいは「潮流」として御参考にいただければと思います。

(1) 意識の問題と企業倫理、職業倫理

報告書は、数十項目にわたって、制度や仕組みの改善、改革について提言していますが、先程申し上げたように、制度や仕組みを生かすも殺すも

関係者の意識、姿勢にかかっていることは間違いありません。ただ、そのような精神論をいっただけではどうにもなりませんので、それを具体的な提言にしようとする場合とは、どうしても『倫理規定』（エシックス・コード）を整備して、その実施状況をモニターする手続を厳格に決めるべきである」といったことにならざるを得ません。また、「実効性を高めるため研修を充実するべきである」、「企業のトップがその姿勢を明確にする必要がある」というようなことになるのです。「トーン・アット・ザ・トップ」という言葉が何回か出てきます。

日本の企業の方々がよく言われるように、私自身も「意識の問題」が重要であると考えておりますので、そのような主張を展開しましたし、これは報告書でも強調されています。ただ、具体的な提言ということになると、結局、いま申し上げた

ような若干陳腐なものにならざるを得ない、といふところにこの問題の難しさがあります。

企業だけではなくて、「監査人」、「会計士」についても「職業倫理」(プロフェッショナル・エシックス)が同じように重要になってきます。ここでも、そのための具体的な提言となると、各監査法人において「倫理規定を整備するべきである」とか「その遵守状況をチェックする体制を整備すべきである」とかといった内容になってざるを得ないのです。

(2) 経営者

先に述べましたように企業情報の担い手、「関係者」は多岐にわたるのですが、このうち、まず「経営者」については、特に経営者が不正をする「誘引」(インセンティブ)を取り除くべきだといふ点を強調しています。その一つとして、「企業

の業績見通し」に關し、「近年増えている四半期ベースのように、短期でかつ非常に詳細にわたる収益見通し(ガイダンス)を出すことは避けるべきだ」と提言しています。四半期毎の収益見通しが達成できないとマーケットが失望する、こうしたプレッシャーの下で、つい数字をいじることになるのを避けようということでもあります。もう一つは「ストックオプション」のような株価連動型の報酬です。これについては、「ストックオプション付与の条件を開示すること」、「費用計上を行うこととし、そのための会計基準を適正に定めること」を提言しています。

企業の経理責任者(CFO)については、米国などで職務内容が近年変化してきているようです。ITが重要な役割を果たすようになって、IT絡みの仕事が増えているほか、新しい金融商品や金融取引手法を使つたいろいろな企業業務企画

が行われるようになり、CFOが、それらに忙殺されることも多い。そこで、仕事の重点を本来の決算書類の作成、報告という任務に戻すべきであり、これらの知識と経験を備えた者を任命すべきであると提言しております。

(3) コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関連しては、時間の関係もありますので、細部は省略させていただきますが、経営の監視を強化し、チェック機能が十分はたらくようにすべきであるとして、「取締役会」、「監査委員会」、「監査役会」などが、何をなすべきか、どのような体制であるべきか等について多くの提言をしております。

(4) 外部監査

「外部監査」すなわち、会計士による監査につ

いては最も多くの提言をしております。この報告書はIFACに対して提出するものですから、会計士による監査の問題が中心になるのはいわば当然のことです。監査に対する信頼を回復するためには「独立性の確保」が重要であり、具体的には、監査法人が監査する企業に対して例えばコンサルタントとしてのサービスを提供するといった「非監査業務」を行うことについて、コントロールを強化すべきである、と提言しています。

考え方としては、「結果として、自分の提供したサービスを自分が監査することになるものは、当然のことながら禁止すべきである」ということです。すなわち、自己監査の禁止です。自分がコンサルタントとしてアドバイスしたものを自分が監査するというのでは、公正な監査にはならないということであります。また、「非監査業務を提供する場合には、例えば、監査委員会などの承

認を求める」とか、あるいは「非監査業務の報酬を開示すること」などを提言しております。また、日本でも今回の法律改正に盛り込まれましたが、「監査担当者は一定期間、例えば五年ないし七年で交代させる」、あるいは「監査に携わった者が対象企業に再就職する場合には、二年間のクーリングオフの期間を設ける」というような提言も入っております。

このように「独立性の維持」は大事なのですが、「独立性」とともに、「監査の質」という問題もあります。「監査報告を出す前に、監査法人内でほかのパートナーの審査を受けること」とか「事後レビューを実施すること」などクオリティを維持するための方策について、種々の提言を行っております。

また、随分議論になりましたのは、公認会計士試験を受ける受験者の質が下がっているのではな

いかという点です。各国で相当問題になってきているようですが、その実情はどうなのか各国で実情調査をして、必要があれば対策を講ずるべきだといっております。

「監査法人についての透明性を高めるべきだ」という点については、若干自新しい提言が入ったと言えるかと思えます。すなわち、「監査法人は、その経理内容を公開すべきであって、決算も公表すべきである」としているのです。監査法人はパートナーシップ制をとっているところが多く、これまで財務内容の公開を行わなくてもよいという主張がなされていたようですけれども、「企業に透明性を求める監査法人が、自分のところは不透明でいいでは通らない」ということになりました。その際、「特定顧客にどの程度依存しているかという『依存度』を明示する」、「監査業務、監査関連業務、非監査業務からの収入の内訳を明ら

かにする「ことも提言しています。

(5) その他の関係者

「その他の関係者」としては、「アナリスト」「格付機関」、「法律事務所」、「証券会社」等があります。「アナリスト」については、既に日本では実施済みとなっておりませうけれども、「行為規範を定めるべきである」とし、その中で、「株式などの証券の販売高をベースにした報酬は禁止すべきだ」と提言しております。

「格付機関」については、格付機関が格付をする企業に対して、格付以外のサービスを提供して、その対価に大きく依存することになると、利益相反の問題が生ずることになりかねない。格付機関の透明性を高めるために、「格付の基準、評価のプロセス、品質管理のメカニズムなどを開示すべきである」と提言しています。

「法律事務所」については、「行為規範を定めて、その中で、企業に対して助言する場合には、『公共の利益基準』(パブリック・インタレスト・スタンダード)を満たすものでなければならぬ」としています。「証券会社」、「投資銀行」についても基本的にこれと同様のことをいっております。

(6) 監査基準、会計基準

「監査基準」、「会計基準」などの「基準」については、主として国際的な「収斂」convergenceの問題をとりあげています。他方、「基準」の自身、例えば、時価会計を採用するかどうかといった問題は、この報告書では扱っておりません。基準づくりにはそれぞれ専門の場がありますので、そこで検討されるべきであるという考え方に立っているからです。

この報告書においては、「国際監査基準が世界

的な基準に発展することを支持する」と表明しております。

国際監査基準は I F A C (国際会計士連盟) の機関であります。国際監査・保証基準審議会 (I A A S B) で策定されてきていますが、このプロセスをもつ少し権威のあるものにするため、 I A A S B に対する何らかの公的な関与を高めていく必要があると提言しております。 I F A C、 I O S C O、主要国の当局の間でそのための協議が既に始まっておりますが、この結論が早期に出ることを求めているのです。

国際監査基準をつくる母体は、基本的には民間ベースです。ところが、ここで作られた基準がなかなか「世界的な基準」にならないところから、そこに何らかの形での「オーバーサイト」、すなわち公的な関与を関わらせ、「中立的な」ベンチマークとして認められやすいものにしていくこと

いうことであります。

また会計基準についても、中期的な目標として「国際会計基準が世界的な基準に発展することを支持する」といつております。そのためには「国際会計基準設定団体 (I A S B) と各国の基準設定機関の両方の努力が必要であり、「両者の広範な協力が求められる」としています。しかし、これは中期的な目標でありますので、それまでの間どうするかという問題があります。それまでの間については、「国際基準と国内基準の相違点について、投資家の理解が得られやすくなるよう、わかりやすい形で開示する方法について検討するべきだ」と提言しております。

(7) 規制・監督

規制・監督の面では、先ず、「ディスクロージャー」について、開示書類がどんどん量的に膨

大となり、内容的にもあまりに複雑かつ専門的になってきているので、もっとわかりやすいものとするよう工夫するべきだといっております。

また、「監査法人の監督、監視」については、従来の自主規制だけというのでは不十分で、適切な関与が重要であるとしています。そのやり方は国によって違うだろうが、自主規制団体の活動については、公共の利益の観点からの監視の仕組みが必要だとしております。日本の場合、今回の公認会計士法の改正は、まさにこのような考え方に立っていると思います。

規制・監督については、市場や企業活動のグローバル化・シフトが進行しているなかで、各国別の規制・監督の体制になっていることに伴う問題が生じてきております。アメリカの企業改革法をめぐる問題については先ほどお話ししたところで、IOSCOでは証券規制についての国際原則

を定めましたが、その他の分野も含めて、この報告書は、「大きな原則について各国間でこれを共有することとし、これを前提として、そのような前提を満たしていれば、できるだけ各国のやり方を相互承認 (mutual recognition) する」というやり方が望ましい」との考え方に立っています。

六、提言についての若干のコメント

この報告書の提言全般に関して、若干のコメントをさせていただきますと、先ず、「どうしてこんなに何十項目にもなるほどの提言をつくったのか」という疑問があるかと思えます。それは一つには先程お話ししたように、対象を企業情報の担い手のすべてに拡げて、それぞれについて何をなすべきか、それぞれにとってのベスト・プラクティ

スは何かを検討した結果このようなものになったということがあります。

また、この報告書の作成過程では、これまでいろいろなところで出されている報告書や、各国で講じられた措置、講じられようとしている措置などを総ざらいして、そこに出てきたもの、考えられるものを一応全部並べて、それらを一括して列挙し、各委員が各項目ごとに五段階の評価をつけて、合計評点の高いものを取り、あまり低い項目はこれを除外していくという方法をとりました。この方法がよかったのかどうかよくわかりませんが、こうした結果をベースにしてさらに委員間で議論をして項目の取捨選択を行いました。あの項目は評点は低かったけれども、やはり入れなければいけないのではないかといった議論をしたのです。

したがって、出来上がったものは率直にいつて

非常に総花的でありますし、概ね、どこかで既に述べられているものが多くて、あまり斬新なものはないといえます。しかし、斬新なものといっても、実現可能性を前提とすればこれ以上考えつくものは多くはないだろうと思っています。

例えば、監査人が企業から対価を買って監査をするという基本的な問題については、「新たな世界機構をつくって世界中の公認会計士はそこで雇ってもらうことにしたらどうか。その世界機構にみんなが拠出をして、そこから公認会計士は金を払ってもらえばいいではないか」という斬新なアイデアも世の中にはあるのですが、議論はしたものの、そのようなものは採用になりませんでした。そもそも実現可能性がないと判断したからです。

結局、落ちついたところの提言は、あまり斬新なものとはなっていない。ただ、国際的な視点

でこれだけ網羅的、総合的に議論して意見を集約したというのは、他にあまり例がないのではないかと思っています。

次に、提言で若干偏りがあると思いますのは、さきほど申しましたように、メンバーの中に、会計士として監査を担当したり、企業の監査委員会の委員を務めた経験者が比較的多かったものから、監査法人に関する部分と監査委員会に絡む提言がかなり細部にわたっているということがあります。今日ご紹介したのは、このうちのごく一部でありまして、実際に報告書を御覧いただければこれらの部分の記述がいかに詳しいかご理解いただけます。

また、私は日本から参加したわけで、日本のおかれている立場、日本やアジア諸国の関係者の考え方に理解がえられるよう努力をしました。これが提言に反映したといえるかなと思う部分につい

て若干お話をしてみたいと思います。

第一は、監査委員会に関連するところです。コーポレート・ガバナンスについては、日本は「監査役制度」を採用していますが、こうした場でコーポレート・ガバナンス制度というと、すぐに「監査委員会」の話になりがちです。今回の提言でも、取締役会の下に設けられている「監査委員会 (audit committee)」のあり方を中心にして提言をしていますが、報告書の「結論及びび提言」に、次のような文章を加えることにしました。すなわち、「この報告書においては、便宜上、監査委員会の役割という形で論じているが、この任務を監査役会に担わせる、あるいは取締役会全体に担わせるなど、代替的な方法によっても同じ目的が達成できるものと認識している」というものです。それぞれの文脈で、いちいち「監査役の場合はどうだ」、「監査委員会の場合はどうだ」な

どと国ごとに違う性格を全部書き分けるわけにいかないものですから、このような文章を入れて全体にかぶせることとしました。なお、文脈によっては「監査委員会または同様のガバナンス機関(similar governance body)」という言葉を使ったりもしています。

第二に、日本では「短期的な収益見通しによって経営が振り回される」とか、「ストックオプションの多用などで経営が株価に振り回され過ぎる」という議論がよく出され、近年のいわゆる市場原理主義的な傾向に対する抵抗感には強いものがあります。そこで、このような傾向に対する警鐘といえますか、歯どめを設けることをこの報告書には盛り込んでおります。

第三に、「制度ばかりいじくってどうするのだ」という議論も日本やアジアの国で多くなされています。私もこの会議に参加するにあたって、いろ

いろな人にお会いして話を聞きますと、「制度よりも、関係者の意識や姿勢の方がもっと重要だ」という声強いことを実感しました。この点はタスクフォースの会議でも強調しまして、報告書には、「姿勢 (attitude) の転換」「一体性 (integrity)」「企業文化 (business culture)」といったようなくつかの表現でこのことを強調しております。しかし、さきほど申しましたように、「では具体的にどうするのだ」ということになると、倫理規定を整備して云々といったことになってざるを得ないところがあります。

第四に、「国際基準」の問題です。七人の委員の大部分は、「できるだけ早く、国際的に共通の基準で行くようにすべきだ」という考えでした。しかしながら、最近の日本の国会の動きなどを見ていても、各国の基準がそんなに簡単に統一できるものでないということは十分承知していました

ので、かなり苦労しました。結果として、「世界の会計基準が一つのものになることを期待しているが、同時にこれが中期的な可能性であることも認識している」という文章が「結論及び提言」のなかに入りました。さらに、その達成までの間の措置についても盛り込むことにしました。しかし、このような表現を採用することについては、かなりの困難があったことも事実であります。

七、今後の対応

これまで述べてきたような提言を盛り込んだ報告書が近く公表されるのですが、最後に「このような問題にどう対応していくべきか」ということについて、若干お話ししてみたいと思います。既に申しましたように、この提言は何らの拘束力をもつものではありませんが、今後の対応を考える

に当たって、ここに示されているような「問題意識」あるいは「問題の対処の仕方」を国際的な世論の一つと捉えて考えていって欲しいと思います。すなわち、国際的な立場から「ベスト・プラクティスとは何か」を考えた場合の一つの見方であるという捉え方であります。

我が国でも、アメリカやヨーロッパと並んで、このような会計不信問題がクローズアップして以来、積極的に法律面、制度面、その他の措置を講じてきたことは御承知のとおりであります。商法の二次にわたる改正、金融審議会の答申を受けての公認会計士法の改正、証券業協会、アナリスト協会、証券取引所、公認会計士協会等々での取組みなど、多方面にわたって対応策が講じられています。金融庁も次々と各種の措置を実施しています。これらは全体として今回のタスクフォースの報告書が提言している方向と軌を一にしていると

思っております。

また、アメリカの企業改革法については、日本は、官民挙げてSECなどと交渉して、事実上の適用除外とすることに成功しました。ただ、それで問題が済んだということではないと思います。

あらゆる面でグローバル化が進展しており、日本企業の海外展開にも顕著なものがありません。八〇年代、九〇年代前半の貿易摩擦の経験もあって、大企業は工場を世界中に展開をしています。これに伴って中小企業も海外へ進出するというケースが増えております。

したがって、我々は、今後、いや応なしに海外のコーポレート・ガバナンスや市場の仕組み、しきたりなどに順応していかなざるを得ないということになります。海外の取引所に上場すれば、当然向こうの上場規則に従うということになってきます。また、日本企業への外国人の持ち株比率が顕

著に増加していることは御承知のとおりであり、東京市場で日々売買する外国人投資家の比率も増加しております。

このような環境変化が進む中で、国際的な競争をしていかなければなりません。もとより国際競争で勝ち残っていくためには、日本企業や日本流のやり方の優れたところは、これを大切に守ることが、むしろ勝つため、生き残るための大事な点でもあると思います。したがって、そのような日本の優れた部分までも改めるべきであるということをお願いするつもりは毛頭ありません。

しかし、株主も外国人が増えてくる、日本企業も海外に出ていく、ということになれば、海外の投資家に対しても、日本流のやり方を十分きちんと説明して理解を得るということ、つまり「アカウンタビリティ」が極めて重要になってくると思います。日本の制度や仕組みに対する海外の認

識はまだまだ非常に低いものにとどまっています。今回の議論を通じても、日本で行なっていること、あるいは日本で取り組んでいることに対する海外の認識は極めて低く、「アジア通貨危機」を見ていたような目で見ていると感じることがありました。

したがって、対外的にしつかりと説明していくことが重要だと思えます。グローバルゼーションの中で、国際社会の行き着くところは、「共通の原則はこれを共有し、その共有した原則の下で、各国ごとのいろいろな違ったアプローチはそれぞれ認めていく」という方向になっていくのだらうと思えます。このことを念頭に置いて、日本もこの線に沿ってきちつと対応していることを理解させることが大切です。

その意味において、これは「瓢箪から駒」かもしれませんが、今回の商法改正で、日本がコーポ

レート・ガバナンスについて選択制を導入したことはもつと強調してよいのではないでしょうか。

世界にもあまり例がないと思えます。やむを得ずやったことかとは思いますが、このような行き方も、共通の原則にのっとり同じ目的を達成するために違ったやり方もあり得る、ということの試みであるとも言えると思えます。それぞれが競争して、いずれか片方がやがて消滅していくのかどうか、そこはわかりませんが、そのような選択的なやり方が、国際的にも採用されるということとはあっていいのではないかと考えます。

そのためには、「共通の原則を共有する」という部分が大事であります。そこで「共通の原則とは何なのか」ということになります。もちろん「共通の原則」として非常に大まかなものは既に存在するともいえますが、これをもう少し具体化した「共通基準」のようなものは、「現在つくら

れつつある」といいますか、「常につくられていくものだ」と考えた方がいいのだろうと思います。確立された憲法のようなものがあって、これに従うというものではないのです。日本ではとかく「米国基準がデファクト・グローバル・スタンダードだ」などといわれることが多いのですけれども、必ずしもそうではありません。今回のタスクフォースの報告書の中にも、次のようなくだりがあります。

「エンロン以前の段階では、米国の会計基準やこれに付随するプラクティス（慣習）を各国が採用すればよいという議論がアメリカ以外でも行われたが、どこかの国の基準をそのまま採用するなごということが政治的に可能であるはずがない。」
「各国から独立したニュートラルな国際基準が必要になる」というのです。

この関連では、ヨーロッパ大陸諸国とイギリス

が一緒になり、EUが一体として括弧つきの国際基準の採用を決めましたので、その他の地域の国に対して国際基準を採用すべきだといって迫る声は、ヨーロッパからも強まってくると考えておいた方がいいと思います。

今回のタスクフォースの報告書の作成に当たっては、日本の企業や証券市場などの実態あるいはシステムも念頭に置いて、できるだけ非現実だといわれるようなものにならないように努力しました。その意味で、日本にとって異質な報告書になつてはいないと思っておりますが、その指し示す方向としては、「企業活動や証券取引がますますグローバル化していく中で、遅かれ早かれ、国際的な共通原則や共通基準を適用していくことが必要になる」という認識を示していると思えます。

このようなことを前提としますと、国際的な基準づくりに関係者がもっと積極的に参加していく

必要があると思います。これは率直にいつて、国に頼って済む話ではありません。基準づくりは、基本的には民間ベースでの作業なのです。これに何らかの公的関与をもう少し強めるべきだということは今回の報告書でも提言していますけれども、基本的には国際基準づくりは民間ベースで進んでいくものなのです。そのような意味で、企業、証券会社、公認会計士、アナリストなどの団体において、国際的な共通基準づくりが進んでいく場合に、どこか外で作られたものを後になって「これは困る」と文句を言うのでは、広く理解を得ることが難しいと思います。待ちの姿勢ではなくて積極的に乗り込んでいつて、基準づくりの中に入っていく。入っていつてやれば縛られる、そのようなことはあります。しかし、逃げていても縛られる、ということに結果的になるのであれば、なおのこと、積極的に乗り込んでいく姿勢が

必要ではないかと痛感した次第であります。

非常に大ざっぱな、しかも総花的な話で申しわけありませんでしたが、大体予定の時間になりましたので、私の話はこの程度にさせていただきますと思います。

どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

関理事長 ありがとうございます。

中平さんから少し時間をいただいております。大変興味深いお話だったと思いますが、御意見、御質問などがありましたら、お受けしますので、どなたかいらっしゃいませんか。

それでは、私からお伺いしたいと思います。アメリカは、エンロン事件が起きるまで特にそうだったと思いますけれども、証券規制やコーポレート・ガバナンスのような問題については、自分のところが一番進んでいるという意識だったと

思つのです。そこで、あれだけの事件に対してまさに官民挙げて迅速な対応を行いました。その結果、今お話にあったように、自分のところのルールに他の国はすべて従えというのではなく、国際的に共通の原則というのを立てて、ある程度、少し許容するものは許容していこう、ということになってきているのかどうか。

先ほど企業会計改革法の適用の問題で、いろいろ交渉の結果、妥協したところもあるというお話がありました。少しそのような方向になってきているという感じがあるのでしょうか。つまり、少し多様性を認めていくという方向に移っているというような状況になっているかということが一つです。

それから、もう一つ、EUの方で、国際基準採用ということを決めておいて、今度は国際基準については物申していこうということのようです。

EUとして物申すということであれば、EUの中のコンバージェンスというのですか、そちらがまず前提にあると思つのですが、そっちはうまくいくのだろうかという問題について、いかがでしょうか。

中平 大変難しい御質問でして、私が参加しましたグループは、国の代表の集まりではなかったものですから、私が適切に答えられるかどうか、自信がありません。例えば、アメリカの委員はどういう人かという、アメリカの公認会計士協会の前の会長さんだった女性です。今の会長ではありませんし、またアメリカの公認会計士協会は、ある程度アメリカ政府とやり合っている部分があるのです。例えば、監督の仕方その他についてもいろいろあるようであります。したがって、アメリカの国の立場を代表している人が、もし仮に出席していたとしたら、恐らく違った反応をしたであ

らうという問題も少くないのです。

そのような意味で、今の最初の質問あるいは一番目の質問もそうですけれども、全体について私が正確に答えられるかどうかわかりませんが、こういう会議に参加して、話を聞いている中で、こういうこともあるかなと感じたことをちょっと申し上げます。まず、アメリカがこれまでのやり方から、より国際協調的になってきたかどうかということですが、微妙だと思えます。確かに、アメリカでああいう事件が次々と起こったものですから、それまでのように、アメリカのやり方に問題はないと胸を叩いて、これぞ最もすぐれた制度だといいくくなつたことは事実です。

したがって、例えば、国際会計基準についても、アメリカのFASBといわゆる国際会計基準審議会との間でコンバージェンスを果たしましょうという合意を昨年の一〇月に結びました。こう

したことは従来はあまり考えにくかつたことですから、そのような面ではある程度協調もしていざるを得ないということでしょうか。また、今回、企業改革法が出た後のSECの各国との交渉等を見ておきますと、企業改革法そのものは一國主義的、ユニラテラリズム的だと思いますけれども、適用といえますか、その細目をつくるに当たっては、事実上外国企業を適用除外にする、法律に適用除外と書いていなくてもそういうことをやっています。その意味では、協調せざるを得ない。それに、あまりに一方的なことをやれば、アメリカのマーケットから出ていってしまうという危険もありますから、協調的なことをやらざるを得なかつたのだらうと思えます。

しかし、仮にこれが国同士の交渉という話になったときにどのようになるか、ということになると難しい。いろいろな問題について、最近のア

アメリカ政府のやり方を見ると、かなりユニラテラリズム的な面が強くていると思います。部分的には、証券の問題などで、今申し上げたような対応もしてきていますものの、全体として見ると、例えば国際機関や国際的な枠組みを第一に置いてやっていくということについては必ずしもなっていないと思います。

今日はその部分を捨象して、今後、国際的な共通のルールになっていくことをいいましたけれども、ヨーロッパが括弧つきの国際基準をとった暁に、アメリカとヨーロッパの間で、どのような調整が行われていくかは予断を許さないと思います。

ただ、今までは少し構図が変わってくる可能性はある。今までは、国際基準というものの前にイギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、日本がそれぞれ並列的に位置するという構図であったと

いえます。しかし、ヨーロッパが国際基準を採用するということになると非常に大きな数の先進国が国際基準になっていくこととなります。アメリカにはアメリカのルールがあり、日本には日本のものがあるのですが、数のうえでは、大多数の先進国は国際基準ということになってしまふ。そこで来たら、アメリカとヨーロッパで話し合い、何とか折り合いをつけようではないかということになっていく可能性も決してないわけではない。仮にそうなったときには、日本はかなり難しい状況に置かれることとなります。そのようなことも念頭に置いて、この問題を考えていく必要があるし、国際基準をつくるプロセスで、日本の置かれている立場が少しでも反映できるように努力していく必要があるのだろうと思います。

次に、EUについて、EUの中のコンバージェンスはどうかという御質問ですが、これが実

は大変難しいものを含んでいるのだらうと思えます。このタスクフォースに参加して私が最初に考えたのは、アングロ・サクソンの国が多いけれども、フランスはそうではない。例えば、フランスのコーポレート・ガバナンスは必ずしもアングロ・サクソン型ではない。フランスの中にはそれに似たものもあるようですけれども、ドイツのものもある。また、このほかの分野でもフランスなどの大陸諸国はかなり違う、ある面では日本とも似ている。したがって、フランスと日本はいろいろな意味で協調できるのではないかと考えたのです。

ところが、そうはいきませんでした。フランスの人は、元大蔵省の人でもあるし、個人的に話していると非常にいいのですが、事この話になると、乗ってこないのです。要するに「国際基準を採用する」というEU閣僚理事会の決議が既に出

されているというわけです。

このためフランスは、むしろ「ほかの国もこれに入ってもらうのが一番いい」という方に行くのです。「自分たちは改めなければならないところが多く、苦勞をしている。だからほかの国も同じような目に遭ってもらいたい」という気持ちが強いのではないか、とさえ勘ぐりたくありません。

他方、EUの中ではコンバージェンスをめぐる、英仏は盛んにやり合っているようです。そこが我々の議論の過程でも時々垣間見えて、「なるほど、これは容易なプロセスではないのだらう」と感じました。今後、これが、どのようになっていくのかは、私にも確たる判断はつきません。EUがどれだけ厳密に詰めていくのか、それとも、ある程度幅のあるようなもので折り合いをつけてお互いが何となく妥協し合いながらやっていくことになるのか、いずれも考えられ

ます。どちらかと強いて問われれば、私は何となく後者の方、すなわち、ある程度幅をもたせて、この文言の範囲内でお互いにある程度認め合えるようにするとか、部分的な例外を認めつつ、少しずつ改めていくとかいった方向になるのかなと思います。しかしながら、ただいま現在は、EUの中で、例えば会計基準の問題をめぐって、相当激しいゴリゴリとした調整の過程が続いていることは間違いないようであります。

関理事長 本日は、どうもありがとうございます。

(なかひら 一三すけ・国際経済研究所副理事長)

(本稿は、平成十五年七月二十三日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

中 平 幸 典 氏

略 歴

- 1963年 東京大学法学部卒業、大蔵省入省
- 1969年 9月 アジア開発銀行総裁補佐官
- 1973年 11月 大蔵大臣秘書官 (福田赳夫大臣)
- 1980年 6月 三重県総務部長
- 1982年 6月 主計局主計官 (外務・通産・経済協力担当)
- 1986年 6月 銀行局銀行課長
- 1988年 6月 東海財務局長
- 1989年 6月 東京証券取引所監理官兼証券局担当審議官
- 1992年 7月 国際金融局長
- 1993年 7月 財務官 (1995年 6月退官)
- 1997年 7月 (株)山一証券経済研究所理事長
- 1998年 6月 (株)国際経済研究所副理事長

(編集註) 本講演に関連する資料は、下記のとおりである。

なお、資料 3 は本講演の後、2003年 8 月 6 日に公表されたタスクフォース報告書の要旨 (Executive Summary) の和訳である。

(資料 1)

企業会計問題をめぐる国際的な動き

1. 主要国における動き

(1) 米国

- ・企業改革法の制定 (02年 7 月)
- ・同法に基づく SEC 規則の整備 (累次)、公開会社会計監督委員会 (PCAOB) の設立

(2) 欧州

- ・05年より国際会計基準を加盟国上場企業に適用する EU 閣僚理決定 (02年 6 月)
- ・コーポレート・ガバナンス及び監査の強化に関する EC 提案 (03年 5 月)

(3) 日本

- ・コーポレート・ガバナンス強化のための商法改正 (01年改正、02年改正)
- ・(財) 財務会計基準機構・企業会計基準委員会の発足 (01年7月)
- ・公認会計士法の改正 (03年 5 月成立)

2. 国際機関等

(1) OECD

- ・コーポレート・ガバナンス原則 (99年 5 月) の包括的見直し

(2) 証券監督者国際機構 (IOSCO)

- ・監査人の独立性に関する原則 (02年10月)
- ・監査人の監督に関する原則 (02年10月)
- ・継続情報開示に関する原則 (02年10月)

(3) 金融安定化フォーラム (FSF)

- ・主要な12の国際基準の選定
- ・関係国際機関等による原則策定作業のレビュー

(4) G7、サミット

- ・ コミュニケ、宣言等の発出⇒エビアン・サミット G8 宣言「成長の促進と責任ある市場経済の増進」
(03年6月)

3. 民間ベースの国際基準設定団体

(1) 国際会計基準審議会 (IASB)

- ・ 国際会計基準 (IFRS) の策定
- ・ 米国財務会計基準審議会 (FASB) との間で、会計基準の収斂について共同作業をすることに合意 (02年10月)

(2) 国際会計士連盟 (IFAC) の国際監査保証基準審議会 (IAASB)

- ・ 国際監査基準 (ISA) の策定・改善
- ・ 会計に対する信頼回復のためのタスクフォース設置 (02年10月)
- ・ 国際監査基準の設定体制 (公的、中立的立場からの関与など) に関する規制当局 (IOSCO 等) との協議

(資料 2)

成長の促進と責任ある市場経済の増進 エビアン・サミット G8 宣言

2003年 6月 3日

効率的な資本市場は経済成長を達成し維持するために不可欠である。成長を支えるために、各国経済は、健全な法体制、効果的な規制、及び透明性のあるコーポレート・ガバナンスの実行を必要とする。これらの要素は、十分に機能する市場の基礎である効果的な情報開示を支えるものである。健全な社会的枠組み並びに、投資決定及びビジネス・プロセスの、環境への影響を含む長期的な影響に対する関心もまた持続的な成長のために重要である。適時の正確な情報は株主が管理を行い、投資家が資金を最も生産的な使用に振り向けることの助けとなる。政府当局はこれを支援するため、企業報告により株主や投資家が市場を監視し脆弱な点を見出しやすくなるよう努力すべきである。

信用と信頼は十分に機能する市場経済の重要な構成要素である。健全なコーポレート・ガバナンス並びにより信頼性のある企業構造及び市場の仲介により投資家の信頼を回復することは、各国経済の成長を促進する上で欠かせない。我々は、各国の首都や国際金融機関において、また国際基準設定団体により行われている、ガバナンスの水準及び情報開示体制を強化するための多くのイニシアティブを奨励する。

企業の健全性、強化された市場の規律、情報公開の改善を通じた透明性の向上、効果的な規制、企業の社会的責任は、健全なマクロ経済成長の基礎となる共通の原則である。

共通の価値と原則

1. コーポレート・ガバナンス

1.1 市場の一体性

我々は強い決意をもって、(資金洗浄、金融犯罪、テロ資金供与を含め) 国際経済の一体性を更に向上するための戦いを遂行することを約束する。それは国際経済の効率性、公正性、透明性のために不可欠である。我々は、包括的で国境を超えた支援などを通じ、投資家の保護、規

律遵守の強化、積極的な法執行に向けた取組を継続する。

1.2 市場規律の強化と効果的な規制

我々は、市場の活力を助長、促進し、市場参加者間の公正で効果的な競争を強化する健全な規制体制への支持を再確認する。グローバリゼーションの有益なプロセスを支えるために、我々は特に、国際協力を強化し、健全な競争条件の公平性を促進することを企図する。我々は金融安定化フォーラム（FSF）による取組を強く支持する。

1.3 説明責任とコーポレート・ガバナンスの強化

我々は、企業が株主に対して説明責任を有することを確認する。OECD コーポレート・ガバナンス原則で強調されているとおり、他の利害関係者もこれらの問題に強い関心を有する。この目的のために、我々は、コーポレート・ガバナンスを強化するための全世界的な取組の継続を要請する。我々はまた、現在進行中の OECD コーポレート・ガバナンス原則の見直しと、コーポレート・ガバナンスに関連する証券監督者国際機構（IOSCO）原則の実施を強く支持する。

1.4 透明性と企業財務情報の質の向上

信頼のおける企業財務情報の基礎は、一体性、質及び入手可能性にある。我々は全ての情報提供者、特に企業及びその監査人、さらにはアナリスト、投資銀行、格付機関に対し、この原則に従うよう要請する。

金融安定の必要性を認識し、我々は、特に上場企業に対して整合的な適用、解釈、実施が可能であり、質が高く、国際的に認知される会計基準の促進を約束する。

2. 企業の社会的責任

持続可能な開発のための世界首脳会議の成果を踏まえ、我々は企業の社会的及び環境面での責任を強化するための自主的努力を支持する。

我々は、関心を有する全ての国と共に、ビジネスが責任を持って行動できる環境作りを含む、持続的な経済成長を支えるイニシアティブに取り組む。我々はまた、企業の経済的関心と一貫する、OECD 多国籍企

業行動指針や国際連合グローバル・コンパクト原則といった、企業の社会的及び環境面での責任を促進する、企業による自主的努力を歓迎する。我々は、企業に対して、他の主体と協力して、OECDの行動指針や1998年の労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言等の既存の文書の実施を補い推進することに取り組むよう奨励する。

3. 腐敗と透明性

我々は、経済的、社会的発展の主要な障害の一つである腐敗並びに公的収入及び支出の誤った管理と戦う決意を強調する。

これらの分野における重要かつ継続的な進展は、全ての政府、国際機関、民間部門及び市民社会の協調した努力を通じてのみ達成され得る。この目的のために、我々は添付されるG8行動計画に着手する。

我々は共同で、国連機関、国際金融機関、FSF、基準策定団体及びその他の関係国際機関に対し、これらの問題に我々と共に取り組み、それぞれの計画及び行動にこれらの問題を統合するよう奨励する。

(資料3)

タスクフォース報告書の要旨

REBUILDING PUBLIC
CONFIDENCE IN
FINANCIAL REPORTING
—AN INTERNATIONAL PERSPECTIVE—

企業会計（財務報告）に対する信頼の再建に向けて
— 国際的な視点 —

2003年8月

報告書の要旨

企業会計（財務報告）に対する信頼を再建するためのタスク・フォースは、2002年10月に国際会計士連盟（IFAC）から、財務報告及び企業内容開示に対する信頼が失われた原因について国際的な視点を提供し、信頼性を取り戻すために必要な方策を提言することを委嘱された。

この報告書を作成するに当たり、行った活動の範囲及び焦点

我々の作業の範囲には、最近制定された法律及び規制を調査し、各国の団体及び国際的な団体が公表した報告書をレビューし、並びに各国が採用した、もしくは採用が検討されている諸提案を検討することが含まれており、我々は、当タスク・フォースに委員を出している、豪州、カナダ、フランス、日本、英国及び米国の6カ国における進展に特別の注意を払うことができた。我々はまた、IFACだけでなく、例えば金融安定化フォーラム（the Financial Stability Forum - FSF）、証券監督者国際機構（the International Organization of Securities Commissions - IOSCO）、欧州委員会（the European Committee - EC）、及び国際会計基準審議会（the International Accounting Standards Board - IASB）といった国際的な団体における進展についても検討した。

我々の議論において、社会一般への（財務）報告は、文字どおり公益活動であり、したがってこのプロセスに参加する者すべてが責任を負うべきものと考えた。これが他にまさる責任であるとする認識こそ、財務情報

の信頼性を向上させるのに必要な姿勢の転換の主要な第一歩である。我々は、そのような認識こそが、ビジネス倫理（business ethics）やビジネス文化（business culture）の姿勢の転換につながり、究極的には我々の提言の有効性を補強することになると考えている。

本報告で我々が目指すところは、世界中で適用されるべき最も望ましい実務慣行（best practices）を詳細にわたり提供することである。

この報告書において我々は、信頼性が失われるに至った背景を述べ、信頼性喪失の過程で関係者が果たした役割を記述し、それが国際的にもつ意味を明らかにし、さらに我々が到達した結論及び提言につき説明している。

主な調査結果

我々の主な提言は、次の3つの基本的な前提に基づいている。

- 財務報告の信頼性は、各国の国内問題であると同時に国際問題であり、国内レベル及び国際レベル双方で行動をとることが必要である。企業活動の枠組み自体は、依然として主としてそれぞれの国の国内的なものに留まっているが、一国レベルの変革が、実務慣行を改善し、これをより一貫性のあるものにしようとするれば、国際的な行動が必要である。
- 二番目に、財務報告の信頼性を改善するために、市場に情報を提供する企業の情報サプライチェーン（the information supply chain：企業に関連した情報につき、企業と情報のエンドユーザーである投資家とをつなぐ一連の関係者から構成されるもの）上のすべてのポイントでの行動が必要である。財務報告に第一義的に責任のある企業経営者及び取締役会だけでなく、監査人、基準設定主体、規制当局、さらには弁護士、投資銀行（証券会社）、証券アナリスト、信用格付機関のような報告プロセスのその他の関係者も含め、各々が財務報告の信頼性を回復するために、重要な役割を果たし、実務慣行を改善すべきである。
- 三番目に、我々の提言が効果を発揮するには、個々人の一体性（integrity）のみならず組織の一体性（integrity）が不可欠となる。ま

さしく、一体性（integrity）の重要性を認識しなかったことが、近年の財務会計スキャンダルをもたらした大きな要因である。

我々の主たる調査結果は次のとおりである。

1. 実効性のある企業倫理規則を設定し、積極的にモニターすることが必要である。企業が、倫理に関する方針を規則として設定し、その倫理規則を社内及び株主に広く知らしめるべきであると我々は提言する。そして、取締役会が（その倫理規則の実施状況を）監視する手続を整えなければならない。また、社員研修を行い、個人々が難しい倫理上の問題に上手く対応できるよう支援をするべきであると我々は提言する。
2. 企業経営者は財務管理及び統制の有効性について、よりいっそう重きを置かなければならない。正式な報告は株主に対して行うべきであり、そのなかで財務報告及び内部統制の責任を明らかにするとともに、内部統制の適切性及び有効性のために使われている（経営）資源が適切かどうかを監査委員会が定期的に査定した結果も記述しなければならない。また、（財務）報告及び（内部）統制に関する知識こそ、CFO（最高財務執行者）にとって中核となる能力と考えるべきであると我々は提言する。さらに、内部監査部門のもつ重要な役割が重視されるべきであり、内部監査部門はCEO（最高経営執行者）に直接報告し、かつ監査委員会に自由にアクセスできるようにすることを我々は提言する。
3. 財務報告を虚偽記載（misstate）する誘因（incentives）を減らす必要がある。市場に対して非現実的なまでに詳細な利益予測を企業が提供するのを控えるべきであると我々は提言する。株式オプションに関しコストを費用処理するとともに、付与した条件の開示を求める会計基準を導入することを我々は支持する。また、経営者から独立した取締役会又は（一部の）取締役会メンバーにより構成される委員会が、上級経営者の雇用条件、報酬水準及びその報酬形態を決める責任を持つべきであると我々は提言する。
4. 取締役会は経営者の監視について改善する必要がある。取締役会は、CEOの業績を定期的に評価するべきであると我々は提言する。その評価を行う際、CEOがリーダーシップを発揮すべき各分野、すなわち企業の業績のみならず倫理、企業統治、及び財務報告といった各分野に適切なウエイトを置くべきである。また、取締役会が定期的に取締役会自体の業績及び各取締役の業績を定期的に評価することを我々は提言す

る。さらに、すべての公開会社（public interest entities）が、経営者から独立した取締役で構成され、明確に責務が定義されている監査委員会又はこれに類似した統治機関を有するべきであると我々は提言する（注1）。この監査委員会の責務には、財務報告、財務統制、内部監査機能の一体性及び独立監査人との関係を監視・レビューすることが含まれる。（監査）委員会のすべてのメンバーは、財務に精通していることが必要であるほか、関連分野についての研修を受けさせる必要がある。我々はまた、（監査）委員会が独立監査人、内部監査部門の責任者及びCFOの各々と定期的に他の人を交えない会合を持つことを提言する。

5. 監査人の独立性に対する脅威は企業統治プロセスの中でも、さらに監査人自身によっても十分認識される必要がある。監査人が企業と結ぶ第一義的な関係は、経営者との関係ではなく、監査委員会を通じた取締役会や同様の統治機関との関係でなければならないと我々は提言する。さらに、我々は次のことを提言する。すなわち、(1)各国における独立性規則はIFACの倫理規則に基づくべきである。(2)非監査業務を監査人が提供することについて、コントロールを強化しなければならない。監査人が非監査業務を提供する場合に、監査委員会の承認を必要とすることである。(3)非監査報酬が開示されるべきである。(4)監査チームのキーパーソンは定期的に変更しなければならない。(5)監査チームの重要なメンバーが、監査クライアントに就職する場合には、監査委員会の承認を受けなければならない、（この事実が）開示されなければならない。そして、(6)企業と監査人の関係は、定期的に監査委員会の包括的な審査を受けなければならない。我々はまた、監査事務所の利益配分及びその他の事務所内部のプロセスをレビューし、これらが監査の品質にプラスの影響を及ぼしていることを確かめなければならないと提言する。
6. 主として監査の品質管理プロセスを一段と重視することによって監査の実効性を高める必要がある。監査事務所の最高幹部の姿勢（tone at the top）、監査人業界に入る人材の質、及び資格付与後の研修が十分かどうかに注意を払うべきである。我々はまた、監査事務所が監査の引受け及び監査の継続を検討するプロセスにより注意を払い、（監査チームから）独立したパートナーによる審査及び事務所内のコンサルテーションのプロセス（監査チームが会計や監査の判断に疑問が生じた場合に事務所内の専門家に問い合わせるプロセス）を強化し、改善を識別するための監査終了後のレビュー・プロセスをレビューし、事務所の品質管理

- プロセス及び財務情報の詳細を開示することを提言する。
7. 財務報告プロセスに関与しているその他の関係者が遵守すべき行為規範 (codes of conduct) を制定するとともに、その他関係者がこれを遵守しているかをモニターしなければならない。この行為規範は、証券アナリストの活動に適用されるべき基準を網羅し、財務報告に関する問題で弁護士がクライアントに助言することに適用される基準を網羅し、かつ同様に、投資銀行が企業に与える助言を網羅しなければならない。これらの行為規範は、社会一般に公開されなければならないし、(その徹底ぶりが) 事務所の内外からモニターされなければならない。我々はまた、弁護士が(会社を)擁護をする場合、弁護士の助言には、取締役会がその助言を評価できるようにするため、提起された重要な問題の要約を含めなければならないと提言する。さらに、信用格付機関が、使用している基準、評価プロセス及び品質管理メカニズムを開示しなければならないと我々は提言する。
 8. 監査基準及び規制が強化される必要がある。我々は、国際監査基準が世界的な基準に発展することを支持する。我々は、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) が、リスク評価及び不正 (fraud) を取り扱う基準を含んだ最新の基準のプログラムを完成し、国際監査基準が必要な正統性を獲得するために外部の利害関係者との議論を完了させ、国際基準及び国内基準との収斂をできるだけ早急に達成し、IAASB の有する (人的) 資源が十分かを評価しなければならないことを提言する。我々はまた、各国の外部による品質管理レビュー (制度) が最良の実務慣行に肩を並べるようにならなければならないこと、並びに IFAC は加盟団体が遵守すべき義務の指針 (Statements of Membership Obligations) を完成させること及びこれらの義務指針を加盟団体が遵守しているかどうかの評価プロセスを加えることを提言する。さらに、我々は、公益目的の自主規制団体の活動が、すべて適切な公共の利益の観点によるモニタリング又は監視の仕組みが組み込まれていることを確かめるために、レビューされるべきことを提言する。
 9. 会計及び報告実務は強化される必要がある。我々は、国際財務報告基準 (IFRS) が会計にとっての世界的な基準に発展することを支持する。我々は、収斂の過程がより迅速に進められるべきであると提言する (注2)。基準設定主体及び規制当局は、財務諸表が事業及び財務上の事柄について追加情報を提供し、しかも財務諸表が理解しやすくなり、か

つ適時に財務諸表が提供される方法を検討するべきである。

10. 発行会社に対する規制の水準を上げる必要がある。我々は、証券監督者国際機構（IOSCO）の証券規制原則と統合的な国内規制の早期の実施を支持する。我々はまた、規制当局が（上場企業などが）財務諸表を提出した後に審査を行い、その財務諸表が会計基準に則っているかどうかをレビューすることを提言する。

必要となる行動

我々の提言は、一連の原則として提示されている。なぜなら、財務報告の信頼性を最も高めそうなのは一連の高い品質をもった原則に準拠することであると我々が考えるからである。この方法を採用ことによって、我々の提言が、国を問わず、また事業体の種類や規模を超えて最も広い妥当性を持つことになるであろう。同時に、我々は、ほとんどの場合財務情報の作成者及び監査人を支援するためには、原則と原則を説明した指針があるのが適切であることも認識している。そのような指針は全体的な基準の適用に制限を加えるものではなく、補強するものと受けとめられることが重要である。

財務報告の信頼性を高めるためには、一国レベル及び国際レベルで広範な行動が求められている。ユーザーが要求しユーザーが求める水準にまで信頼性が戻るためには、（財務）報告及び（企業）統治の問題について関係者すべてが（従来の）姿勢を転換しなければならないだけでなく、相当長い期間にわたり注意を続けていくことが必要であろう。多くの国において、我々の提言の大半と一致した又はこれに類似した規定が、すでに設けられているか又は設けることが検討されている。こうした国でも、世界で最もすぐれた実務慣行が支持されることが重要である。今後ますますグローバル化が進む傾向があるため、すべての国の（財務）報告が世界中で統合的であり、かつ高品質であることが重要である。したがって、財務報告に利害を有する人々すべてが、国内的、国際的にこれまで生じたプラスの進展を基礎として進むことを我々は要請するものである。そうすれば、信頼性のある財務報告が市場経済の機能の中心的な地位を取り戻せるからである。

本報告の提出をもって、財務報告（企業会計）の信頼性を再建するタスク・フォースの活動は終了する。この問題の重要性に鑑みて、IFACはそ

の様々な審議会及び委員会を通じて、財務報告の信頼性及び監査プロセスをいかに向上できるかについて引き続き関与するであろう。また IFAC は、ウェブサイト(www.ifac.org/viewpoint)上において、財務報告及び統治問題に関する出版物のデータベースを引き続き維持更新するであろう。本報告に対するコメントがあれば、credibility@ifac.org 宛に提出していただきたい。

(注1) 監査委員会などのコーポレート・ガバナンスの機能に関し、この報告書の「総論及び提言」本文では、次のように述べている。

「この報告書では便宜上監査委員会の役割に言及しているが、取締役会や監査役にすべての責任を委ねることを含む代替アプローチをとることによっても同じ目的を達成できるものと認識している。」

(注2) 会計基準の収斂に関し、「結論及び提言」本文では、次のように述べている。

「我々は、世界の会計基準が一つのものになることを期待しているが、同時にこれが中期的な可能性であることも認識している。」